税の申告はお済みですか
申告書の提出期限は3月17日(月)です

市県民税・所得税の申告期限は、3月17日(月)です。今年は老年者控除の廃止などにより、会場にお見えになる方が大幅に増えています。期限近くは混雑が予想されますので、早めに申告を済ませましょう。

なお、申告書はご自身に書いていただく自書申告指導を行っていますので、ご協力をお願いします。

〈受付時間〉
午前8時30分～午後5時

〈会場〉
市役所南分館（本庁舎南側）、海上支所3階、飯岡支所2階、干潟支所税務室、銚子税務署（銚子読売ビル2階）

書類を忘れずに

平成19年中に支払った国民健康保険税、国民年金、生命保険料や医療費などは所得控除の対象となります。申告の際に、領収書や支払証明書をお持ちください。

また、事業で使用する土地や建物の固定資産税（都市計画税）は必要経費となります。昨年5月にお送りした固定資産税納税通知書（課税資産の内訳）をお持ちください。

書類は整理してから

医療費控除のある方や収支内訳書の作成を希望する方は、領収書等を整理し、合計額を計算しておいてください。

なお、混雑の状況により、書類の整理が終わるまで順番を待っていただくこともあります。

市県民税から住宅ローン控除

国から地方への税源移譲の影響により、所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった方のために、市県民税から控除できる制度が新設されました。申告期限は3月17日(月)までです。

なお、所得税の確定申告をされない方は、住宅借入金等特別税額控除申告書に源泉徴収票の添付が必要になります。

税理士による無料申告相談

期日／3月4日(火)～7日(金)
時間／午前9時30分～正午、午後1時～3時30分
会場／市役所南分館

〈問い合わせ先〉
税務課
☎62-5321
海上支所税務室
☎55-3113
飯岡支所税務室
☎57-3114
干潟支所税務室
☎68-1076
銚子税務署
☎0479-22-1574

銚子税務署
申告と納税は期限内に

〈申告期限〉

● **所得税の確定申告・贈与税の申告**／3月17日(月)
● **個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告**／3月31日(月)

※郵送や税務署の時間外収受箱を利用しても提出できます。

〈平成19年分の口座振替日〉

● **所得税**／4月22日(火)
● **個人事業者の消費税および地方消費税**／4月24日(木)

〈問い合わせ先〉
〒288-8666
銚子市栄町2-1-1
銚子税務署
☎0479-22-1574

軽自動車の変更手続きは
4月1日(火)までに！

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対し課税されます。所有状況に変更があった方や、使用していない車両等をお持ちの方は、4月1日(火)までに手続きを済ませてください。

〈取扱窓口〉

原動機付自転車、小型特殊自動車／税務課課税班、各支所税務室
二輪車（125cc超）／関東運輸局千葉運輸支局
軽自動車（三輪以上）／軽自動車検査協会

〈問い合わせ先〉
税務課課税班
☎62-5321
関東運輸局千葉運輸支局
☎050-5540-2022
軽自動車検査協会
☎043-245-0163

国民年金
人生の節目ごとに届け出を

国民年金の加入者は、職業などによって3つのグループに分かれます。結婚や就職などにより、加入するグループが変わるときは届け出が必要となりますので、忘れずに手続きしましょう。

〈第1号被保険者〉

対象者／自営業者や農業従事者とその配偶者、学生、アルバイトなど
手続きが必要なとき／退職したとき、配偶者の扶養から外れたときなど
手続き先／市役所保険年金課

〈第2号被保険者〉

対象者／厚生年金加入者、共済組合員、船員保険加入者
手続きが必要なとき／就職したとき
手続き先／勤務先

〈第3号被保険者〉

対象者／第2号被保険者（厚生年金加入者等）に扶養されている配偶者
手続きが必要なとき／配偶者の扶養に入るとき
手続き先／配偶者の勤務先

〈問い合わせ先〉
保険年金課年金班
☎62-5332
ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165